

## 気象警報発表時等の対応について

児童生徒の安全保持に万全を期するために、下記のように対応していただきますようお願いいたします。この場合の警報とは、**特別警報**（重大な災害が起こるおそれがあるときに、警報を発表して最大限の警戒を呼びかけるもの）・**暴風警報**・**大雨警報**・**洪水警報**です。保護者の皆様には、お子さんの登校の安全が危ぶまれると判断された場合は、坂祝町に警報が発表されていなくても、自宅で待機する等、命を最優先とした行動をとっていただきますようお願いいたします。また、学校給食の提供時刻の変更があります。ご理解とご協力をお願いします。

記

### 気象警報発表時における児童生徒の登校および休業処置等について

- 6時の時点で警報が発表されているときは、**自宅待機**させてください。  
但し、6時までに警報が解除され安全が確認できたときは、**平常通り授業を実施**します。
- 6時から11時までに警報が解除されたときは、解除された時刻から**2時間後に授業を開始**します。
- 11時までに警報が解除されないときは、**臨時休業**になります。
- その他

■**登校前に警報が発表されていなくても、気象状況や通学路の状況等により安全に登校できない場合は、自宅待機させてください。その際は、学校に連絡をお願いします。**

■上記以外の警報あるいは注意報の場合であっても、局地的な大雨、河川や用水路等の増水、崖崩れ等が起こり得ます。警報が解除されていても、安全を確保できない場合があります。そのようなときは、安全が確認できるまで、自宅待機させてください。その他の警報（暴風雪警報や大雪警報）の場合でも、学校と教育委員会で気象情報や道路状況を判断し、自宅待機や臨時休業とすることがあります。その際は、「**坂祝情報かわら版メール**」「**すぐーる**」での連絡を行います。

### 気象警報発表時の学校給食の対応

- 8時までに警報が解除された場合  
⇒**通常献立の給食**となります。
  - 8時から10時までに警報が解除された場合  
⇒**献立変更または簡易給食**となります。
  - 10時から11時の間に警報が解除された場合  
⇒給食は提供できないため、**家庭で昼食**を食べてから登校となります。
- ※台風接近時等の給食について 警報発表の可能性が高い場合は、給食の中止または献立の一部を変更する場合があります。

※在校中に警報が発表された場合は、学校で待機となり、引き渡し下校となります。